



県 章

# 滋賀県公報

平成 30 年（2018 年）  
10 月 16 日  
第 4492 号  
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

## 目 次

### ○ 告 示

|   |   |
|---|---|
| 保安林予定森林の通知（森林保全課）                         | 1 |
| 解除予定保安林の通知（森林保全課）                         | 1 |
| 保安林の指定施業要件の変更予定（森林保全課）                    | 2 |
| 保安林の指定施業要件の変更の通知（森林保全課）                   | 2 |
| 通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示の要旨（森林保全課） | 3 |
| 漁船損害等補償法の規定による同意の認定（水産課）                  | 3 |
| 都市計画法に基づく公聴会の開催（都市計画課）                    | 3 |

### ○ 公 告

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告（中小企業支援課） | 4 |
| 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（住宅課）    | 6 |
| 一般競争入札の公告（モノづくり振興課）             | 6 |
| 一般競争入札の変更公告（都市計画課）              | 8 |

## 告 示

### 滋賀県告示第435号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年10月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 保安林予定森林の所在場所 大津市仰木町字逢坂7631-2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 滋賀県告示第436号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年10月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 解除に係る保安林の所在場所 大津市上田上中野町字川向110-2、111、128-2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

**滋賀県告示第437号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、告示する。

平成30年10月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲賀市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第438号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年10月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲賀市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第439号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年10月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲賀市甲賀町神字滝谷2-169
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第440号

平成30年滋賀県告示第216号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年10月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市木之本町黒田宇東山2620、字穴師谷2649-1、2652、字阿ちら山2654
- 2 通知の内容の要旨 平成30年滋賀県告示第216号のとおり

滋賀県告示第441号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、滋賀県瀬田町加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成30年10月16日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県告示第442号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条および滋賀県都市計画公聴会規則(昭和44年滋賀県規則第62号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

平成30年10月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 日時 平成30年10月31日(水)午後1時から
- 2 場所 東近江市役所新館314会議室 東近江市八日市緑町10番5号
- 3 都市計画の案の概要
  - (1) 都市計画区域の範囲 近江八幡市、東近江市の一部、日野町および竜王町
  - (2) 近江八幡八日市都市計画 都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更
    - ア 都市計画の目標
    - イ 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針
    - ウ 主要な都市計画の方針
  - (3) 近江八幡八日市都市計画 区域区分の変更

| 市 町 名     | 市 街 化 区 域 の 面 積 |             |
|-----------|-----------------|-------------|
|           | 変 更 前           | 変 更 後       |
| 近 江 八 幡 市 | 約1,031ヘクタール     | 約1,068ヘクタール |
| 東 近 江 市   | 約1,418ヘクタール     | 約1,441ヘクタール |
| 日 野 町     | 約698ヘクタール       | 約694ヘクタール   |
| 竜 王 町     | 約322ヘクタール       | 約355ヘクタール   |

- 4 公述の申出 規則第5条第1項の規定により公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところにより書面を知事に提出しなければならない。
  - (1) 書面を提出することのできる者 3(1)に示す市および町の区域内に住所を有する者
  - (2) 提出する書面の内容 住所、氏名、年齢、電話番号および意見の要旨を記載すること。
  - (3) 書面の提出期間 平成30年10月16日(火)から平成30年10月24日(水)まで(土曜日および日曜日を除く。)の執務時間内とする。郵送による場合は、平成30年10月24日(水)までに(5)に掲げる提出先のいずれかに到着したものを有効とする。
 

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する。
  - (4) 公述人の選定 規則第6条の規定に基づき、書面を提出した者のうちから知事が公述人を定め、その旨を本人宛て通知する。
  - (5) 書面の提出先および案の全文の閲覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県東近江土木事務所管理調整課 〒527-8511 東近江市八日市緑町7番23号  
東近江市都市整備部都市計画課 〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号  
近江八幡市都市整備部都市計画課 〒521-1392 近江八幡市安土町小中1番地8  
日野町建設計画課 〒529-1698 蒲生郡日野町河原一丁目1番地  
竜王町建設計画課 〒520-2592 蒲生郡竜王町小口3番地

#### 滋賀県告示第443号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条および滋賀県都市計画公聴会規則(昭和44年滋賀県規則第62号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

平成30年10月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 日時 平成30年10月31日(水)午後3時から
- 場所 東近江市役所新館313会議室 東近江市八日市緑町10番5号
- 都市計画の案の概要
  - 都市計画区域の範囲 東近江市の一部および愛荘町の一部
  - 湖東都市計画 都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更
    - 都市計画の目標
    - 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針
    - 主要な都市計画の方針
- 公述の申出 規則第5条第1項の規定により公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところにより書面を知事に提出しなければならない。
  - 書面を提出することのできる者 3(1)に示す市および町の区域内に住所を有する者
  - 提出する書面の内容 住所、氏名、年齢、電話番号および意見の要旨を記載すること。
  - 書面の提出期間 平成30年10月16日(火)から平成30年10月24日(水)まで(土曜日および日曜日を除く。)の執務時間内とする。郵送による場合は、平成30年10月24日(水)までに(5)に掲げる提出先のいずれかに到着したものを有効とする。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する。
  - 公述人の選定 規則第6条の規定に基づき、書面を提出した者のうちから知事が公述人を定め、その旨を本人宛て通知する。
  - 書面の提出先および案の全文の閲覧場所  
滋賀県土木交通部都市計画課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県東近江土木事務所管理調整課 〒527-8511 東近江市八日市緑町7番23号  
滋賀県湖東土木事務所管理調整課 〒522-0071 彦根市元町4-1  
東近江市都市整備部都市計画課 〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号  
近江八幡市都市整備部都市計画課 〒521-1392 近江八幡市安土町小中1番地8  
日野町建設計画課 〒529-1698 蒲生郡日野町河原一丁目1番地  
竜王町建設計画課 〒520-2592 蒲生郡竜王町小口3番地

### 公 告

#### 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成30年10月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)フレンドマート近江八幡店 近江八幡市鷹飼町452番地1ほか
- 意見の概要 近江八幡市からの意見
  - 店舗等での自治会加入の取扱いについて、地元自治会と協議を行い、その経過ならびに結果を文書により報告すること。
  - 開発協議での内容を遵守すること。

- (3) 南側駐車場について、乗入部の新設・変更等ある場合は近江八幡市と協議されたい。
  - (4) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)、近江八幡市環境保全に関する条例(平成22年近江八幡市条例第255号)等の環境関係法令を遵守し、騒音・振動・悪臭等の公害防止に係る事業者としての責務を果たすこと。
  - (5) 近江八幡市環境保全に関する条例第12条に基づき、近江八幡市と環境保全に関する協定を締結すること。
  - (6) 届出書記載の騒音対策のほか、周辺の生活環境がそこなわれないように努め、苦情があった場合には、事業者が誠意を持って対応されたい。
  - (7) 届出書記載の廃棄物対策等について、適正に行われるよう取り組まれたい。
  - (8) 周辺に民家や周辺住宅があり、通学路もあることから、ピーク時には交通整理員を配置するなど、交通安全の確保に留意されたい。
  - (9) 屋外広告物許可地域となるため、自家用広告物の総面積が10㎡を超える、または非自家用広告物を提出する場合は、屋外広告物許可申請をすること。
  - (10) 開発許可・開発事業承認の内容を遵守すること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
近江八幡市産業経済部商工労政課 近江八幡市桜宮町236番地
  - (2) 縦覧期間 平成30年10月16日から平成30年11月16日まで

#### 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成30年10月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 バロー近江店 米原市飯字入田15番1ほか9筆
- 2 意見の概要 米原市からの意見
  - (1) 米原市公害防止条例(平成18年米原市条例第45号)第5条(事業者の責務)を遵守すること。
  - (2) 騒音レベルの最大値の予測が規制値を上回ることについて、生活環境等の保全に支障をきたすことのないよう関係法令を遵守し、近隣の住民の迷惑にならないよう十分に配慮されたい。万一、苦情が生じた場合は、事業者の責任において早急な対策を講じられたい。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
米原市伊吹庁舎経済環境部商工観光課 米原市春照490-1
  - (2) 縦覧期間 平成30年10月16日から平成30年11月16日まで

#### 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成30年10月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート長浜平方店 長浜市平方町331番地
- 2 意見の概要 長浜市からの意見
  - (1) 新設建物については長浜市中高層等建築物に関する指導要綱の対象となるので、着工の10日前までに、計画書および近隣説明報告書を長浜市開発建築指導課まで提出すること。
  - (2) 隣接する法定外公共物に影響を与える場合は、長浜市法定外公共物管理条例(平成18年長浜市条例第152号)に基づく許可を受けること。
  - (3) 雨水排水について、適正に処理できるよう構造物を適切に配置されたい。
  - (4) 景観計画区域内における行為制限の適合通知済(平成30年6月1日付長景観第24号)

- (5) 屋外広告物許可済(平成30年5月21日付長浜市指令屋広第103号)
- (6) 店舗周辺は交通量が多く、店舗の増床により、車両の通行量がさらに増加すると見込まれ、近隣の小中高等学校の児童、学生の通学等における交通事故発生の危険が高まるため、周辺の交通環境保持に留意されたい。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地

(2) 縦覧期間 平成30年10月16日から平成30年11月16日まで

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成30年10月16日

滋賀県知事 三日月 大造

| 開発許可を受けた者の住所・氏名          | 開発区域の名称                | 面積      | 検査済証      |      |
|--------------------------|------------------------|---------|-----------|------|
|                          |                        |         | 交付年月日     | 番号   |
| 犬上郡多賀町多賀1600番37<br>川島佐知子 | 犬上郡多賀町大字多賀枯木<br>1464番2 | 262.49㎡ | 平成30.10.9 | 6533 |

一般競争入札の公告

平成30年度における焼結型金属3Dプリンタの購入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成30年10月16日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名および数量 焼結型金属3Dプリンタ 一式
- (2) 購入物品の仕様等 入札説明書および設備機器仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。
- (3) 納入期限 平成31年3月11日(月)
- (4) 納入場所 滋賀県工業技術総合センター 栗東市上砥山232

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県物品関係入札参加停止基準に係る入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (3) 入札参加者に必要な資格等(平成30年滋賀県告示第22号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

営業種目 次の種目が希望営業種目のいずれかに登録されていること。

大分類：物品 中分類：理化学機器・分析機器・計測機器、工作機械・工具

新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または滋賀県会計管理局管理課(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314)において資格審査の申請を行うこと。

なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては、この公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

- (4) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は資格を有するかどうかの審査を受けるための書類の提出は不要である。

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所および問合せ先 滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3794
- (2) 契約条項を示す期間 平成30年10月16日(火)から平成30年11月26日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く)

く。)の9時から17時まで(正午から13時までの間を除く。また、開始日のみ13時から17時までとし、最終日のみ9時から正午までとする。)

- (3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書等は、(1)に示す場所または郵送により交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の提出期間 平成30年10月29日(月)13時から平成30年11月26日(月)正午まで
- (6) 入札書の提出場所および提出方法
  - ア 滋賀県物品・役務電子調達システムによる場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、入札締切日時までに入札すること。
  - イ 持参による場合 入札説明書5(7)のとおりの方法で封入した入札書を、入札締切日時までに(1)に示す場所に持参すること。
  - ウ 郵便による場合 入札説明書5(7)のとおりの方法で封入した入札書を、入札締切日時までに(1)に示す場所へ書留郵便により必着させること。また、この場合の送料は自己負担とする。
- (7) 開札の日時および場所 平成30年11月26日(月)13時 滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課

## 5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換えまたは撤回をすることができない。

## 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

## 7 契約書の作成の要否 要

## 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準に係る入札参加停止の措置期間中の者のした入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

## 9 落札者の決定方法

- (1) この公告に示した業務を履行することができる滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。

## 10 支払条件

- (1) 前金払 行わない。
- (2) 部分払 行わない。

## 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

## 12 同等品による入札 可

- (1) 同等品での入札の場合は規格等を確認できる資料を事前に提出し確認を受けた上、入札時に同等品である旨を明示すること。明示なき場合は基準品によるものとみなす。未確認または同等品と認められない物品による入札は、無効とする。
- (2) 同等品等申請書の提出期間 平成30年10月16日(火)13時から平成30年10月29日(月)正午まで
- (3) 同等品等申請書の事前提出場所等 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県工業技術総合センター 栗東市上砥山232

## 13 その他必要事項

- (1) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を

登録された代理人に限る。

- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、無効の入札をした者または失格となった者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 再度の入札に付して落札者がいない場合は、随意契約の協議に移行することがある。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書等による。

#### 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Sintered metal 3-dimensional Printer, 1 set
- (2) Deadline for tender : 12 : 00, November 26, 2018
- (3) For further information, contact : Manufacturing Promotion Division, Department of Commerce, Industry, Tourism and Labor, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu City, Shiga 520-8577 Japan  
TEL +81-77-528-3794

#### 一般競争入札の変更公告

平成30年9月28日付け原松原線補助都市計画街路工事に係る工事請負契約に係る一般競争入札の公告の一部を次のとおり変更する。

平成30年10月16日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 総合評価に関する事項

##### 変更前 (2) 総合評価の方法

- ア 標準点を100点とし、加算点および施工体制評価点の配点は入札説明書(別紙-1)による。
- イ 次に掲げる評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、更に技術提案の内容の評価に応じ、加算点を与える。詳細は、入札説明書(別紙-1)による。
  - (ア) 目的物の品質に関する事項
  - (イ) 施工上の課題に関する事項
- ウ 入札価格および入札価格以外の評価項目による総合評価は、競争参加者の標準点およびイによって得られる加算点の合計点を当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

##### 変更後 (2) 総合評価の方法 詳細は入札説明書による。

#### その他

##### (5) 調査基準価格を下回った価格により契約する場合の付加要件

- 変更前 イ 契約保証金は、(2)イの規定にかかわらず、落札金額の10分の3以上を納付すること。ただし、利付国債の提供または保証事業会社もしくは金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結または公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。
- 変更後 イ 契約保証金は、(2)イの規定にかかわらず、落札金額の10分の3以上を納付すること。ただし、利付国債の提供または保証事業会社もしくは金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結または公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。
- ウ 低入札価格調査実施要領に定める様式により、確約書を提出すること。なお、その他詳細は、低入札価格調査実施要領および一般土木工事等共通仕様書付則(平成28年4月滋賀県土木交通部)による。